

山梨県公報

第二千三十七号

平成二十二年

四月二十六日

月 曜 日

目次

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める額の一部改正 二八一

道路の供用開始 二八一

公告 二八一

平成二十二年年度調理師試験の実施 二八一

教育委員会 二八一

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則 二八一

告示

山梨県告示第七十一号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員、公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県議会の議員その他非常勤の職員、公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、五七五円	一三、二五五円
二十歳以上二十五歳未満	五、一一五円	一三、二五五円

二十五歳以上三十歳未満	五、七七七円	一三、八三七円
三十歳以上三十五歳未満	六、三四九円	一六、七二二円
三十五歳以上四十歳未満	六、八四四円	一九、四五四円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇八八円	二一、三六二円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇一六円	二一、九一六円
五十歳以上五十五歳未満	六、六一二円	二一、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九〇六円	二一、四九九円
六十歳以上六十五歳未満	四、六三四円	二〇、三六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇三〇円	一四、四一九円
七十歳以上	四、〇三〇円	一三、二五五円

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員、公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成二十二年五月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨笛吹線	笛吹市一宮町金田字是閑田町一 二七九番の一地先から 笛吹市一宮町金田字是閑田町一 二九九番の一地先まで	一五三・〇	平成二十二年四月二十 六日

公 告

● 平成二十二年調理師試験の実施
調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、平成二十二年調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十二年四月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十二年七月三日（土）午後一時から三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- 1 食文化概論
 - 2 衛生法規
 - 3 公衆衛生学
 - 4 栄養学
 - 5 食品学
 - 6 食品衛生学
 - 7 調理理論
- 四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書受付期間

平成二十二年五月十七日（月）から同月二十一日（金）までの午前九時から午後四時までとする。

六 受験願書提出場所

住所地为管轄する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 学校教育法第五十七条に規定する者を証する書類

4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）

5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）

八 受験手数料

六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。）
手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月二十六日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「高校教育指導監」の下に「、技術指導監」を加える。

別表第一県教育委員会事務局の項中「高校教育指導監」の下に「、技術指導監」を加える。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第二条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「高校教育指導監」の下に「、技術指導監」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年五月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番